

農山漁村地域整備計画 事後評価調書

計画の概要	計画の名称	神奈川県農山漁村地域整備計画との2(農業農村整備関係)
	計画策定主体	神奈川県
	対象市町村	三浦市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、小田原市、南足柄市、中井町
	計画期間	平成27年度～令和元年度(平成31年度) (5年間)
	計画の目標	<p>【横須賀三浦地域】 畑地かんがい施設が未整備であり、用水不足による作物の品質低下や農作業省力化への障害となっていることから、畑地かんがい施設を整備するとともに、農道を整備し、農作物の品質向上と農作業の省力化を図る。</p> <p>【県央地域】 地盤条件や周辺の地形の影響から不等沈下が生じ、水路護岸の崩壊等による漏水や法面崩壊による用排水路への土砂等の流入があることから、用排水路の決壊や閉塞に伴う湛水による農地や公共施設等への被害を未然に防止し、地域の安全及び農業生産の維持と農業経営の安定化を図る。 また、老朽化した水路の改修及び補修を行い、漏水等を未然に防止し用水の安定供給の確保を図る。</p> <p>【湘南地域】 老朽化した水路の改修及び補修を行い、漏水等を未然に防止し用水の安定供給の確保を図る。 耕作放棄地の発生を抑制して地域農業を維持するとともに優良農地の確保や後継者不足の解消を図るため、営農条件の改善に向けた農業生産基盤の総合的な整備を行う。 また、農業用水路トンネルの崩落、老朽化に起因する農業用水路の損壊による周辺農地への被害、通水障害等を未然に防止するため、用排水を整備し、地域の安全及び農業生産の維持と農業経営の安定化を図る。</p> <p>【県西地域】 道路網整備の立ち遅れがネックとなり、産地の維持・強化が困難となっていることから、農道を整備し農産物の流通の合理化及び農業経営の安定化、農業生産の維持及び地域活力の回復を図る。 また、耕作放棄地の発生を抑制して地域農業を維持するため、ほ場の区画形質の改善、農道及び用排水路の整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営に必要な優良農地の確保を図る。</p>
定量的指標	<p>(〃)</p> <p>(1) 高品質な野菜を効率よく生産できる農地の面積 1.0ha (〃)</p> <p>(2) 水の安定供給により水量不足を解消する農地の面積 299.0ha (〃)</p> <p>(3) 地域農業を維持するため被害を未然に防止する農地の面積 10.1ha (〃)</p> <p>(4) 農業生産基盤の総合的な整備により営農条件の改善を図る農地の面積 5.2ha (2)</p> <p>(5) 効率的かつ安定的な農業経営に必要な優良農地の確保 1.9ha (21)</p> <p>(6) 農産物輸送等の改善を図る農地の面積 19.7ha (〃)</p> <p>(7) 基盤整備を推進するため、実施計画を策定する地区 1地区 (〃)</p> <p>(8) 施設の適正な維持管理を図るため、点検・診断業務を実施する地区 1地区</p>	
対象事業及び関連事業	<p>(対象事業) 水利施設整備(畑地帯担い手育成型、基幹水利施設整備型、基幹水利施設保全型) 農地防災(ため池等整備事業(用排水施設整備工事)) 農村整備(農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型、農地環境整備(一般型事業))、農道整備事業(基幹農道整備事業、一般農道整備事業)) 農地整備(実施計画策定事業、通作条件整備(一般農道保全対策型))</p>	
全体事業費	<p>(1,142,890) (対象事業) 1,141,401千円</p>	

※上段()書きは計画値、下段は実績値である。

	項目	評価基準	評価	評価理由
事後評価	交付対象事業の進捗状況	計画期間内の事業内容が完了している	○	12地区のうち、11地区で事業内容を完了し、1地区で事業内容を概ね完了した。
	事業効果の発現状況	事業の実施により目標とした効果が発現している	○	各地区で掲げる課題に対し、農業生産基盤の整備、農村地域の防災減災対策が進み、農業用水の安定供給の確保、周辺農地への被害や通水障害等の未然防止等が図られたことから、概ね目標とした効果は発現している。
	成果目標の目標値の実現状況	事業の実施により計画に掲げた定量的指標が達成されている	○	8項目の成果指標のうち、すべてにおいて概ね達成された。
	今後の方針	本計画で整備した施設の適正な維持管理に努め、事業効果の継続的な発現を図るとともに、引き続き次期計画において農道整備を進め、農産物の流通条件の改善や農村の生活環境の改善を図っていく。		